

令和7年度佐賀市街なか交流広場活用イベント委託事業 募集要項

1 目的と手段

本事業は、佐賀市街なか交流広場（以下「6 5 6 広場」という。）を活用したイベントを開催することにより、6 5 6 広場の設置目的を達成するとともに、市民等が街を訪れる動機（きっかけ）を創出し、かつ、中心市街地への新たな来街者層を発掘することにより、賑わいの再生及び中心市街地の活性化に資することを目的とします。

なお、本事業を委託するにあたり、豊富な経験と高度な専門知識の活用が妥当であると考え、イベントの企画及び運営等を行うものについて、公募により決定することとします。

※中心市街地

中心市街地とは、別記1で示したエリアのことです。

※6 5 6 広場の設置目的

人々に憩いと交流の場を提供することにより、街なかのにぎわいを創出するとともに、中心市街地の活性化に資する。

2 応募者の資格

応募することができる者は、次の要件のすべてに該当することとします。

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）であること

※法人格の有無は問わないが、個人は不可

- (2) 佐賀市内に本店（主たる事務所）を置く者であること

- (3) 募集期間において、会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと

- (4) 団体の役員等に破産者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと

- (5) 団体又は団体の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと、又は次の各号に掲げる者が、団体の経営に実質的に関与していないこと

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税のほか義務付けられている税を滞納していないこと
- (7) 応募締切日以前 6 ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していないこと
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的としないことであること

3 提案条件等

企画募集するイベント（以下「企画イベント」という。）の提案条件は、次のとおりとします。

(1) 事業内容

- ア 自ら企画した独創的なもの
- イ 呉服元町エリアの価値向上に繋がるもの
- ウ 6 5 6 広場の設置目的に反しないもの
- エ 公序良俗に反しないもの
- オ 政治的活動又は宗教的活動を行わないもの
- カ 営利を主たる目的とする活動を行わないもの
ただし、イベントの一部として物販等を行うことは可能とします。
- キ イベント終了後も継続的に実施できる要素があること
- ク 不当に参加者を制限しないもの
- ケ 公共イベント等の公共政策に反しないもの

(2) 会場

当業務の会場は、6 5 6 広場（佐賀市呉服元町 2 番 2 5 号）とします。
なお、6 5 6 広場の平面図は、別記 2 のとおりです。

(3) 事業実施日

事業実施日は、令和 8 年 3 月 8 日（日）までの期間で設定します。ただし、6 5 6 広場の利用は、既申請団体、佐賀市及びユマニテさかの利用が優先されるものとします。（仮予約日より 6 ヶ月以上先の申込については要相談）なお、事業実施日を複数日とすることも可能です。

(4) 留意事項

ア 会場使用料

事業実施日の使用料は、減免します。ただし、事業実施日の前後日において準備又は片付けを実施する場合の会場使用料は減免の対象外とします。
この場合において発生する会場使用料は、別表 1 のとおりです。

イ 備品

会場で使用可能な備品及びその使用料については、別表2のとおりです。ただし、常設の音響機器（スピーカー、CD・カセットデッキ、ワイヤレスマイク）については、無料で使用することができます。

4 提案上限額

企画イベントの提案上限額は、総額800,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）です。

※提案内容によって、提案額よりも決定額が少なくなる場合があります。

5 対象経費

企画イベントの対象経費は、次のとおりです。

- ・ 報償費（出演者、専門家等の出演料、謝礼金等）
- ・ 旅費交通費（出演者、専門家等に対する交通費）
- ・ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）
- ・ 役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料、筆耕翻訳料、保険料）
- ・ 使用料・賃借料（機器等借上料等）
- ・ 原材料費
- ・ 委託費
- ・ 補助人件費（アルバイト料等の臨時雇用に係る人件費）
- ・ 企画運営費

※旅費交通費は、企画イベントの実施に必要な招聘者へ支出するもののみ対象

※次に掲げるものは、対象外とします。

- ・ 委託契約前に発生した経費
- ・ 飲食を伴う交際費等
- ・ 備品購入費等の財産取得に関する経費（必要な備品等は、レンタルにて調達していただくこととします）

6 提出書類等

提出書類の内容、提出方法等は、次のとおりとします。

(1) 提出書類

- ア 佐賀市街なか交流広場活用事業参加申込書（様式第1号）
- イ 佐賀市街なか交流広場活用事業応募に関する誓約書（様式第2号）
- ウ 提案者概要説明書（様式第3号）
- エ イベント企画書（様式第4号）
- オ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数

3部（正本1部、副本2部）

※ただし、(1)のア及びイは各1部

(3) 提出期限

令和7年7月31日（木） 午後5時

(4) 提出場所

〒840-0826 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2F
特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが

(5) 提出方法

提出方法は、持参又は郵送とします。ただし、郵送の場合は、提出期限までの
必着を条件とします。

(6) 費用

企画書等の作成に要する費用は、企画提案者の負担とします。

(7) 提出に関する制限

ア イベントの企画は、一団体につき一企画とし、複数の企画イベントの提出は
できないものとします。

イ 提出された書類については、返却できないものとします。

7 選定

選定は、ユマニテさがによる書類選考です。書類選考の内容は、次のとおりです。

(1) 選考方法

書類選考は、次の2段階に分けて行います。

ア 資格審査

資格審査は、応募者の資格を有しているか、申請書類は具備されているか、
失格事項（下記8参照）に該当していないか、その他募集要項に反していな
いか、について審査します。

イ 本審査

応募者の企画提案イベントの内容を、別表3の審査基準により審査します。

(2) 選考日程

書類選考は、8月上旬～中旬を予定しています。

8 失格

次の事項のいずれかに該当する場合、失格とし、選定対象から除外します。

(1) 提出書類に関すること

ア 提出方法を遵守せずに提出されたもの

- イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 対象外経費の積算された見積書が提出されたもの
 - エ 提案上限額を上回る見積書が提出されたもの
- (2) 申請者に関すること
- ア 申請者が応募資格の条件を満たしていなかった場合
 - イ 申請者及び関係者において不法又は不正な行為があった場合
- (3) 関係者との接触に関すること
- ユマニテさが職員及び関係者に対して、当該審査の公平性を損なうような接触をしたことが認められた場合

9 契約予定者の選定

(1) 選定方法

ユマニテさがは、書類選考の結果、総合点数の最も高い企画提案書等を提出した提案者を契約予定者として選定します。ただし、総合点数が同点の場合は、ユマニテさがで協議の上、提案内容の優劣を決定することとします。また、選考内容によっては、複数の提案者を契約予定者として選定する場合もあるため、提案額よりも決定額が少なくなる場合があります。その場合は当該予算で実施可能かどうかを申請者と内容変更も含めた協議の上、最終的な予算を決定します。

(2) 審査結果

審査結果は、非公表とします。

10 結果の通知

契約予定者の選定後、1週間以内に文書にて結果を通知します。

なお、ユマニテさがは、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

11 業務委託契約の締結

(1) 協議

ユマニテさがと契約予定者は、企画イベントの日程その他の詳細等について協議の上、業務委託契約を締結します。

(2) 契約予定者の変更

協議の結果、業務委託契約の締結に至らなかった場合、ユマニテさがは、次点提案者を契約予定者に変更します。この場合、ユマニテさがは、速やかに次点提案者に契約予定者の変更を通知します。

なお、上記理由により契約予定者と業務委託契約の締結に至らなかった場合に生じる損失については、ユマニテさがは補填しません。

(3) 費用負担

業務委託契約の締結に係る費用は、契約予定者の負担とします。(印紙等)

(4) 仕様書

この業務に係る仕様書は、別紙 1 のとおりです。

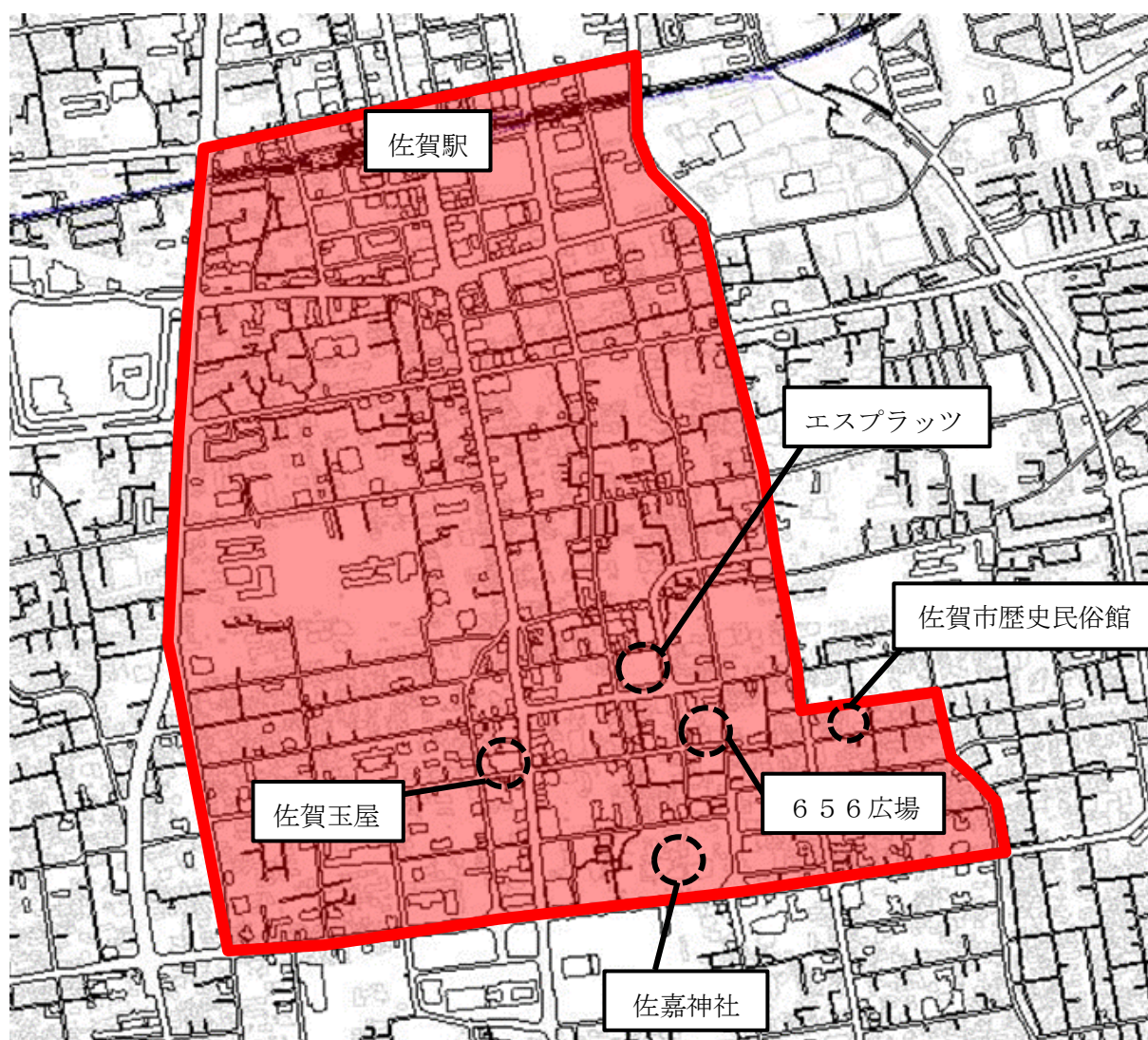
(5) 業務委託契約書

この業務に係る業務委託契約書の案は、別紙 2 のとおりです。正式な業務委託契約書は、ユマニテさがと契約予定者との協議により、決定することとなります。

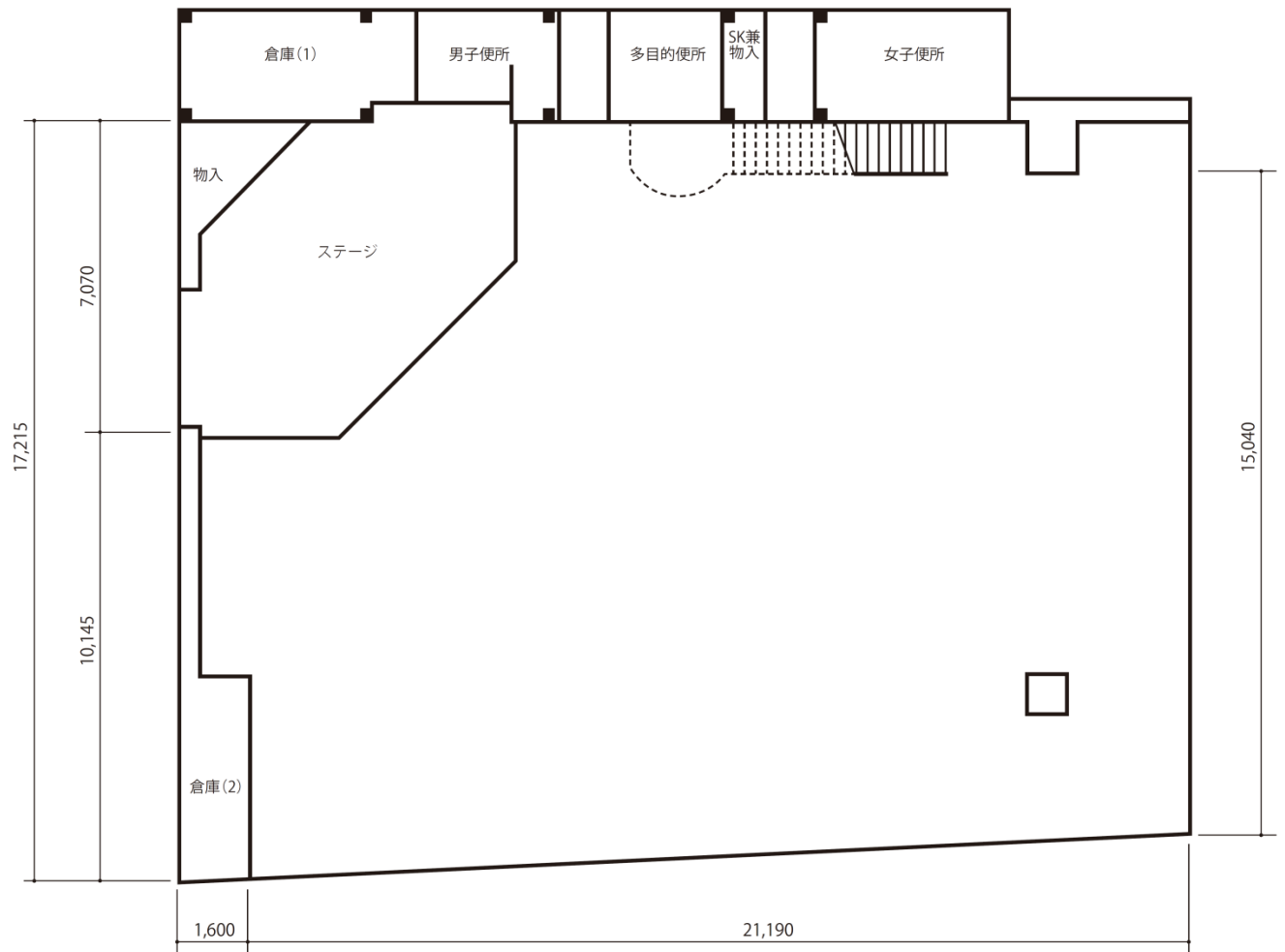
1 2 公募の再実施

提案者との業務委託契約が締結に至らなかった場合、ユマニテさは、公募を再実施します。

別記 1



別記 2



別表 1

時間帯	使用料
9 時～ 1 2 時	1, 020 円
1 2 時～ 1 5 時	1, 020 円
1 5 時～ 1 8 時	1, 060 円
1 8 時～ 2 1 時	1, 080 円

別表 2

備品	在庫数	単価
長テーブル	25	300 円
八角テーブル	9	200 円
ガーデンテーブル	8	200 円
スツール	343	100 円
テント (特大)	3	3, 000 円
テント (大)	11	2, 000 円
テント (中)	3	1, 500 円
テント (小)	1	1, 000 円
売台	7	500 円
アンプ	2	2, 000 円
スピーカー	4	1, 500 円
C Dデッキ	1	2, 000 円
マイク	3	500 円
ピンマイク	1	500 円
マイクスタンド	3	200 円
コードリール	3	300 円

別表 3 審査基準

評価区分	評価の視点	配点
創造性	・企画力に優れ、事業内容に創意工夫があるか。	20
実現性	・事業内容は具体的か。 ・イベント企画書の通りの実施が可能か。 ・雨天時の実施に影響がある場合、対策が考えられているか。 ・人員配置は適当か。	20
継続性	・イベント終了後も継続的に実施できる要素はあるか	20
経済性	・費用対効果は大きいかな。	10
発展性	・イベント実施により、新たな来街者層の発掘が見込めるか。	10
集客性	・広報は効果的に行うものであるか。	10
整合性	・企画内容に対して見積り金額は妥当か。	10
合計		100